

(別記)

(公表様式1)

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

### 【保育所版】

#### ◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人黎明会 本渡ひまわり保育園
所 在 地	熊本県天草市志柿町5389-6
評価実施期間	H28年7月1日～H29年3月25日
評価調査者番号	① 06-014
	② 06-085
	③ 12-004

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 本渡ひまわり保育園	種別： 保育所
代表者氏名：理事長 福島 藤継 (管理者) 園長 濱田 良麿	開設年月日： 昭和52年4月1日
設置主体：社会福祉法人黎明会 経営主体：社会福祉法人黎明会	定員：60名 (利用人数) 71名
所在地：〒863-0041 熊本県天草市志柿町5389-6	
連絡先電話番号： 0969-23-7025	FAX番号： 0969-23-7035
ホームページアドレス	

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
第二種社会福祉事業（保育所） 乳幼児保育 延長保育 軽度障がい児保育 放課後児童健全育成事業 （低学年受け入れ）	入園を祝う会・お見知りバス遠足・保護者会総会・内科検診・歯科検診・保育参観・クラス懇談会・プール開き・夕涼み会・プール大会・運動会・年長クラスミカン狩り・人形劇鑑賞会・もちつき・発表会・クリスマス会・鬼火焼き・豆まき・育児講座・お別れ遠足・年長クラス親子クッキング・バイキング給食・卒園式 毎月（誕生会・交通訓練・火災消火避難訓練・地震津波避難訓練）
居室概要	居室以外の施設設備の概要
乳児室・ほふく室99㎡ 保育室3室171㎡ 多目的室86㎡ 調理室29㎡ 調乳室5㎡ 沐浴室19㎡ トイレ34㎡ 事務室31㎡ 医務室2㎡ 職員休憩室12㎡ 倉庫43㎡ その他117㎡ 合計648㎡	園庭・運動場・プール・外倉庫・駐車場

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士資格	7	5
主任保育士	1		小学校教諭一級	1	
保育士	5	4	小学校教諭二級	1	
看護師		1	幼稚園教諭二級	5	5
調理員（栄養士）	1		社会福祉主事	1	
主事（学童担当）	1		社会教育主事	1	
事務	1		栄養士免許	1	
保育補助		2	調理師免許	2	2
3時間保育士 1			看護師免許		1
療育支援加算費対象職員 1			准看護師資格		1
			医療事務資格		2
調理補助		1			
入所児童処遇特別加算費対象職員 1					
合 計	10	8	合 計	19	16

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

## 2 理念・基本方針

### 法人の理念

「次世代を拓く誠実な人づくり」

社会福祉法人黎明会は、ひまわりが太陽に向かってまっすぐ伸びていくように、次世代を担う子どもたちが将来迷うことなく、社会責任を誠実に果たせるような人間になってほしいと願って、その土台となる保育を行います。

### 基本方針

私たちは法人理念の下、以下のことを大切にします。

- 1, 私たちは社会福祉法人の使命を自覚し、奉仕の精神で保育関連分野をとおして地域社会に貢献します。家庭との連携を大切に、更には地域住民の子育てを支援するため、積極的に地域との交流、啓発活動を実践します。
- 2, 私たちは児童福祉法及び保育方針に基づき、子どもたちの最善の利益（幸福）を願い、専門的レベルを持って保育事業に取り組みます。
- 3, 私たちは保育の質向上のために、自己研鑽と後進の育成に努めます。
- 4, 私たちは常に笑顔で、事故防止に努め、安全な保育と環境を提供します。

### 保育目標

「あかるく すなおに たくましく」

私たちは、誠実な心、健康な体、基本的な生活習慣という生きる力の基礎を育てる保育を行います。

### 保育方針

- 1, 自然に親しみ、明るさと素直さ、たくましい心と体をもつ子どもを育てます。
- 2, 外遊び、リズム運動、歌、言葉、造形活動などをとおして、自分を豊かに表現する子どもをそだてます。
- 3, 生活員必要な基本的な生活習慣、思いやり、きまりを守る態度、友だちと協力できる態度を身につけた子どもを育てます。
- 4, 自分で感じ、考え、意欲的に行動する子どもを育てます。
- 5, 保護者と協力して、家庭や地域の子育てを支援します。

## 3 施設・事業所の特徴的な取組

〈たくましさをはぐくむ6つの特色〉

地域の豊かな自然環境や人に親しみ、たくましい体と心をはぐくむ保育を創立以来継続しています。

### ①泥んこや水に触れる外遊び

感覚遊びをとおして、“遊びきった”という満足感、情緒の安定につなげます。

着替えも必要になりますが、裸足と薄着を奨励し、外遊びで子どもが楽しむ場を確保しています。

園の横を流れる小川での川遊びでは、小さな生き物との触れ合いをたっぷり楽しみます。

### ②様々なコースを楽しむお散歩

地域の自然や人に触れながら五感の発達を促し、想像力を養い、心と体を育てます。

園の周囲の山や海、田んぼ道などを歩きながら、季節ごとの生き物や植物の姿、地域の人たちの暮らしなど、子どもたちは感じ取っています。

③「さくら・さくらんぼ保育」によるリズム運動

リズムを体で感じながら楽しく動き、強い足腰と機敏でしなやかな手足を育てます。子どもたちはピアノ伴奏をよく聴き、リズムや曲想に応じた動きを体感します。3歳未満児も3歳以上児や保育士の動きを模倣しながら覚えていきます。

④朝のロールマットマッサージ

緊張をとり、体と心をほぐして1日の活動の準備をします。各保育室の中に大きな円柱状ロールマットが置いてあり、その上で腹這いやうつ伏せになった子ども一人ひとりに保育士がマッサージをしていきます。

⑤床の雑巾がけ

4, 5歳児の日課として行い、強い足腰を身につけ一年間続けることにより、継続の力がつきます。

⑥年長児の課題（就学前保育と小学校への接続）

これまでの集大成として、一人ひとり取り組み、完成して卒園していきます。

・三つ編みの縄跳びつくり～

子どもたちは、足の親指で3色の細長い布の端を挟み、手足や全身に神経を集中させて、完成までの数日間は根気強く取り組みます。

・自作の縄で走り縄跳び～

卒園式の第2部で一人ひとり披露します。

・針と糸による雑巾縫い～

秋の1回目の挑戦では保育士が引いた線を並み縫いしていきますが、3月2回目の挑戦では、自力で玉結びや玉留めをして線無しで縫い上げます。

・和紙に描く水彩画～

子ども自身で絵の具と水の配合をして好きな絵を描き、作品は卒園式で掲示されます。

・昔ながらのコマ回し～

上手く回せるまでには練習も必要ですが、卒園式の第2部で成功した時の子どもはととても嬉しそうです。

\*たくましさの中の共生の心

障がいをもつ数名の子どもも周囲の子どもたちも、自然な形で互いを受け入れ、協力し合い認め合い、けんかもしながら、共に生活しています。そのための園の体制づくりや職員の日々の研修に努めます。

〈絵本の読み聞かせ〉

給食後に毎日行い、保育士との絵本によるスキンシップをとおして、豊かな心・想像力・聞く力・背すじの伸びた姿勢などを育てます。

〈食育〉

地元食材の活用や手作りにこだわり、新鮮な食材で子どもの健康と成長を考慮した給食づくりに努めています。また、園の畑で子どもたちが栽培した野菜を、食する場をとおして、食べることへの喜びや感謝を育てるとともに、懇談会などをとおして保護者への働きかけも行っています。

〈保護者・地域との連携〉

・保護者会との連携による行事運営

夕涼み会では、地域住民にも案内して家族ぐるみで夏の夜のお祭りを楽しまします。園庭に並ぶ出店の運営など保護者会役員方との絆を深める機会でもあります。秋の運動会は青空と太陽のもと園の運動場で行い、リズム運動、跳び箱や戸板越え、ベトナムの竹踊りなど日頃の成果を発表します。

・地元の農園におけるミカン狩りや山遊びなどの自然体験活動

・地域の文化祭や敬老会での発表をとおした交流

・保育者のための連携組織と活動

児童生徒の健全育成や特別支援教育における中学校区を単位とした保小中の連携をとおして、職員の研修や合同カリキュラム作成、中学生の職場体験受入などを行っています。

#### 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年7月1日（契約日） ～ 平成29年3月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

#### 5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

**事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されており、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを職員一丸となって進めています。**

社会福祉事業全体の動向について、社会福祉制度改革や保育を取り巻く社会情勢、子育て支援新制度、天草市の子ども人口推移、園の保護者世帯構成の特徴、地域との連携、法人の組織改革を踏まえ、「経営環境の環境特性分析」を打ち出し、外部環境・組織環境に対する重点課題と対策を明確にしています。「経営課題の環境特性分析」により4つの課題を明確にしており、役員間だけでなく、職員にも園内研修を通じて周知し、解決に向け組織的に取り組んでいます。課題に対しての具体的な取り組みは外部環境・組織環境それぞれに職員が一丸となって進められています。

**園長は、高いリーダーシップのもと、保育の質の向上に意欲をもち、経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮しています。**

園長は実施する保育の質の現状を、職員・保護者・園児の意見に耳を傾けて把握し、1保育の計画性・一貫性を高める2保育のあり方・子どもへの関わりを深める3保育者としての保育の資質を磨く、を改善のための具体的な取り組みとして明示しています。また、これらにもとづき自己評価・改善の仕組みを組織内に構築し、自らも積極的に参画しています。更に、職員の教育・研修の充実を図っており、職員のコメントでも非常に高いリーダーシップを発揮しておられるとの意見があります。経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、中長期計画において、経営組織・事業管理・施設整備の管理・人事・財務管理を踏まえ分析を行っています。組織内に同様の意識を形成するため、積極的に職員・保護者・園児と関わり、園内研修や役員会等をとおして理念の実現に向けた体制や仕組みの構築に取り組んでいます。

**保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られています。**

「職員の自己評価と保育園の自己評価」を作成し、自己評価の意義や目的、留意点、方法年間スケジュールを作成しており、職員に自己評価がなぜ必要なのか、どうしたらできるのかを示しています。「わたしの目標」において三つの努力点を明確にして「わたしの評価」として達成度を評価しています。また、「チームひまわり12の実践」で12項目42細目について評価を行って、園長との年2回の個人面談や職員会議での情報交換によりお互いの質の向上に向けて取り組まれています。評価結果を集計して「職員一人ひとりの自己評価シートのまとめ」を作成し、評価が高い項目と課題となる項目を洗い出し、職員間で共通理解ができるように取り組まれています。保護者からの年2回のアンケートも合わせ、組織的に取り組まれており高く評価できます。

◆改善を求められる点

**必要な福祉人材の確保・定着等に関する取り組みに改善の余地があります。**

必要な福祉人材や人員体制に関しては、職員の年齢構成や職務経験、適正、雇用形態等を考慮して行っています。しかし必要な人材が有期雇用の制限により、退職せざるを得ない状況に関して、専門家への相談等の改善策は再考の余地はありと考えられます。今後、効果的な人材確保を実施していくことが期待されます。

**第三者評価等の外部評価を定期的に受審することが期待されます。**

「チームひまわり12の実践」という自己評価シートを作成しており、日常保育の見つめ直しや保護者アンケートの課題等を全職員で実施する等、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に取り組んでいます。年2回分析・検討を実施しており、組織として位置づけられ実行されています。今後は第三者評価等の外部評価を定期的に受審することによる客観的見直し加わると期待されます。

**プライバシー保護と個人情報保護の違いを再度、理解する必要があります。**

プライバシー保護に関しては、実施されていますが、「個人情報保護」との差異への理解は深める余地があります。子どもや保護者の尊重の観点のプライバシー保護がどのようなことであるかを再確認して、マニュアルを整備することが求められます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H29. 5. 29)

平成29年度に創立40年目を迎える当園は、今回、初めて第三者評価を受審しました。園長が新しく替わり園運営の新体制を構築し始めたときに、この評価に取り組んだことで、社会福祉施設として、また保育園としてのあるべき姿が明確になりました。

評価の過程において、全職員で日々の保育実践を見つめ直し、課題と改善点を考えるなかで、一人ひとりが保育者としての責任と誇りを自覚することができました。そして、最も大切な施設の原動力は人材であり、採用・処遇・育成・評価といった中長期的で総合的な人事が重要であることを実感しました。

今後は、高い評価をいただいたことや課題について、さらに、全職員で実践を練り上げていきます。客観的な評価による自己研鑽を忘れず、子どもたちや保護者の笑顔と、子育て支援をおとした地域への貢献を大切にしていきたいと思えます。

(H . . . )

(H . . . )

## 7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	33世帯	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 保育所の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p>法人の理念・基本方針は事業計画書に文書化されており、法人理念の「次世代を拓く誠実な人づくり」を下に、法人の使命や児童福祉法及び保育方針に基づいた子どもたちの最善の利益、質の向上、安全等を基本方針としています。上記のように、理念と基本方針の整合性が確保されており、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっています。会議等の園内研修の他、事務室に掲示するなどして職員への周知を図っています。理念や基本方針を踏まえて職員全員で協力して創った保育目標や保育方針は職員に浸透しており、「保育園のしおり」や「園だより」への掲載や、保護者会や役員会においても園長の挨拶等に加え、説明を繰り返し行うことで保護者への周知を図っています。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p>社会福祉事業全体の動向について、社会福祉制度改革や保育を取り巻く社会情勢、子育て支援新制度、天草市の子ども人口推移、園の保護者世帯構成の特徴、地域との連携、法人の組織改革を踏まえ、「経営環境の環境特性分析」を打ち出し、外部環境・組織環境に対する重点課題と対策を明確にしています。事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握し分析しており、高く評価できます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<p>「経営課題の環境特性分析」により4つの課題を明確にしており、役員間だけでなく、職員にも園内研修を通じて周知し、解決に向け組織的に取り組んでいます。課題に対しての具体的な取り組みは外部環境・組織環境それぞれに職員が一丸となって進められています。前項同様、高く評価できる取り組みです。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p>中・長期計画において、黎明会の理念や基本方針の実現に向けた目標や課題を明確にしています。経営組織・事業管理・施設整備の管理・人事・財務管理の項目に分けて、経営課題や問題の解決に向けた具体的な内容になっています。天草市における保育対象児の人口推移を</p>		



把握しており、また、別に中長期的な人事プランを作成し平成 35 年度までの退職者や再雇用等の将来を見据えた中・長期計画を作成しています。計画は年に 1 回定期的に行っており、場合によっては随時、見直し修正をしています。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
単年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映しており、1 法人の理念、2 保育目標、3 給食の目標、4 安全管理、5 保健衛生管理、6 保護者会・保護者との連絡、7 職員研修、8 職員の状況、9 予算、10 その他、11 施設整備、と具体的に示されています。中・長期計画同様、予想利用園児や具体的な課題と改善方法を明確にしています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
運営委員会として、毎月、園長・主任・副主任・事務・主事が職員会議前に話し合い、評価・見直しを行い、職員会議や研修の場で全職員に周知して共通理解を促しています。また、年 2 回「チームひまわり 12 の実践」として、12 項目 42 細目に分け、保育の計画性・一貫性を高めるための自己評価を行うとともに、園内研修での日常保育の見直しや保護者からのアンケート評価結果を集約・反映しており、非常に高い取り組みが行われています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・㉑・c
園のしおりや園便り、年間行事計画等を保護者に配布して説明を行っています。保護者総会で保育目標や保育内容を説明しており、クラス懇談会や保護者役員会において、保育活動計画を話し合っています。今後は、単年度の事業計画の中で保護者に伝えられる内容の事項を集約したもの（設備整備や導入していきたい活動等）を周知することで保護者に見通しを示していくことが期待されます。		

#### I-4 保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉑・c
「チームひまわり 12 の実践」という自己評価シートを作成しており、日常保育の見つめ直しや保護者アンケートの課題検討（？）等を全職員で実施する等、組織的に PDCA サイクルにもとづく保育の質の向上に取り組んでいます。年 2 回分析・検討を実施しており、組織として位置づけられ実行されています。今後は第三者評価等の外部評価を定期的受審することで客観的見直しが加わると期待されます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉑・c
評価結果を分析し課題を打ち出し文書化しており、それらを職員で共有しています。明確になった課題を、職員が参画し改善策や改善計画を策定しており、定期的な評価・見直しを職員会議で組織的に取り組んでいます。前項目が b 評価のため、本項目も b 評価となりますが、結果からの課題に対し組織的に計画的に取り組んでいます。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 施設管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㉑・c

園長は、自らの保育所の経営・管理に関して、「社会の動きの中でみる」「全体を見ること(園児数・職員構成・保育の質・人材育成・施設や財務管理・地域貢献)」「防火・安全・保健等の危機管理」等、明確にしており、職員会議や園内研修において実施しています。今後は有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確にしていくことが求められます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
園長は、遵守すべき法令等を理解し、「遵守すべき知っておきたい法令・規則・計画等」というリストを作成して、職員にも周知を図っており、具体的な取り組みを実施しています。		
Ⅱ-1-(2) 施設管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
園長は実施する保育の質の現状を、職員・保護者・園児の意見に耳を傾けて把握し、1 保育の計画性・一貫性を高める、2 保育のあり方・子どもへの関わりを深める、3 保育者としての保育の資質を磨くの3点を改善のための具体的な取り組みとして明示しています。また、これらにもとづき自己評価・改善の仕組みを組織内に構築し、自らも積極的に参画しています。また、職員の教育・研修の充実を図っており、職員のコメントでも非常に高いリーダーシップを発揮しておられるとの意見があります。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、中長期計画において、経営組織・事業管理・施設整備の管理・人事・財務管理を踏まえ分析を行っています。組織内に同様の意識を形成するため、積極的に職員・保護者・園児と関わり、園内研修や役員会等をとおして理念の実現に向けた体制や仕組みの構築に取り組んでいます。		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉠・c
必要な福祉人材や人員体制に関しては、職員の年齢構成や職務経験、適正、雇用形態等を考慮して行っています。しかし、必要な人材が有期雇用の制限により退職せざるを得ない状況に関して、専門家への相談等の改善策は再考の余地はあると考えられます。今後、効果的な人材確保を実施していくことが期待されます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉠・c
職員研修等で個々のスキルや資質の向上を図っており、「期待する職員像等」は基本方針に明確にされています。しかし、保育の質の向上を図っても、有期雇用の制限により、退職せざるを得なければ育成した成果は得られません。制度として制限があることを職員が理解していないコメントもありました。また、退職後半年たてば再度採用できること等、制度への深い理解が必要となります。職員が、園や自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが求められます。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㉠・c
職員の就業状況や意向の把握は月末に行い、次月の勤務表を作成しています。個別面談により相談できる仕組みはありますが、有給休暇は人員不足や研修日に土曜日への偏りにより思		

<p>うように取得できていません。働きやすい職場づくりとして、駐車場の無料使用、懇親会の補助等を行っています。今後は職員の希望により総合的な福利厚生（例えばソウエルクラブの加入金の半分負担）が期待されます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p>職員1人ひとりが7月と2月に自己評価シートによる振り返りと、「わたしの目標」を3つ立てて実施し、成果を把握して必要に応じてアドバイスを行っています。「チームひまわり12の実践」で12項目42細目について評価を行って、園長との年2回の個人面談や職員会議での情報交換によりお互いの質の向上に向けて取り組まれています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p>組織が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」が明示してあります。職員に求められる3つの姿として、1保育の計画性・一貫性、2保育のあり方、子どもへの関わりを深める、3保育者としての資質を磨く、を明示しています。策定された研修計画に基づき、研修が実施されており、中間面接により評価と見直しを行っています。研修後、職員会議等で報告することで、全職員への情報・スキルの向上をはかり共通理解を得ています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p>個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しており、新人職員をはじめ職員の経験と習熟度に配慮して研修が実施されています。外部研修にも積極的に参加できるよう年間計画を策定しています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p>実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢は「保育実習受入計画」に明示しており、マニュアルを兼ねています。指導者に対する研修にも保育士が参加し、職員会議で全職員も共通理解しています。実習受付・指導総括は主任保育士が行っていますが、実習期間中は全職員で関わりをもつよう取り組んでいます。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉠・c
<p>天草市ホームページ「社会福祉法人の現況報告書および財務諸表」により、法人の組織体制や事業内容の現況、財務状況を公表しています。また、地域との積極的交流により、法人の存在意義や役割を果たしていると思われれます。今後は、独自のホームページの作成や理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を関係機関に配布する等が期待されます。（冊子を置く等）</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p>辞令を適切に作成し、保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任を明確にしており、職員会議で職員に周知しています。内部監査も定期的実施されており、顧問税理士が2ヶ月に1度来園して助言をしてもらい、公正かつ透明性の高い適切な経営・運営のために取り組まれています。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
地域との関わり方についての基本的な考え方は、中長期計画に「地域及び関係機関との連携」を明示する他、様々な計画において文書化されています。保育所や子どもへの理解を得るために敬老会や小中学校との交流・夕涼み会・人形劇・もちつき等に地域の方々をお誘いするなど取り組んでいます。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
ボランティア受入に関する基本姿勢は「ボランティア受入規程」に明記しており、登録手続、ボランティア配置、事前説明等に関する項目等を記載してボランティア受入マニュアルも兼ねています。中学生の職場体験を受け入れており、学校教育へ協力しています。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
「地域及び関係機関との連携について」を作成し、「わたしたちの保育園を支える地域資源のネットワーク」として天草市子育て支援課や保健センター、小中校や警察署、消防署等関係機関と連携を図っています。園長は当該地域に引っ越しして地域の方々への声かけを行い、地域に貢献し、地域に支えられる保育園となるため関係機関等との連携を確保しています。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
地域の方々や卒園生に積極的に広報して、夕涼み会・人形劇・もちつき・発表会を実施しています。保護者対象に、教育・医療関係の講話や「親の学びプログラム」を実施して地域の活性化やまちづくりに貢献しています。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
地域のニーズとして、小学校低学年の児童の受入が必要であることから、現在「天草市放課後児童健全育成事業」の一環として、保育特別事業による小学校低学年受入を行っています。地域との連携を図り、ニーズを把握して地域の福祉向上に取り組まれています。		

## 評価対象Ⅲ 適切な保育の実施

### Ⅲ-1 利用者本位の保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
基本方針に「児童福祉法及び保育方針に基づき、子どもの最善の利益を願う」を明示しており、職員が理解し実践するため、園内研修を行っています。また、「子どもの尊重や基本的		

<p>人権への配慮についても園内研修を行い、職員の理解に取り組んでいます。職員間で話し合うことにより、言葉遣いの大切さを再確認して自分たちが言葉遣いに気をつけ行動することを実施しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育提供が行われている。	a・㉑・c
<p>虐待防止マニュアルは整備され、職員も園内研修等により理解を深め実施しています。プライバシー保護に関しては、実施されていますが、「個人情報保護」との差異への理解は深める余地があります。本項目のプライバシー保護とはトイレや着替えへの配慮などであり、個人情報保護規定等の項目ではありません。子どもや保護者の尊重の観点のプライバシー保護がどのようなことであるかを再確認して、マニュアルを整備することが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 保育サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉑・c
<p>「保育園のしおり」等で園の実施する保育サービスの内容や保育所の特性等を明記してありますが、利用希望者（遠方でこれから転入してくる家庭や直接話すことはまだ避けたい家庭）が園の理念や基本方針、保育サービスを知り得るツールとして改善の余地が残ります。ホームページの作成を検討されています。また、関係機関へのパンフレット等を置かせてもらうなど取り組むことで、園での取り組みを利用予定者でない方への周知ともなると考えられますので、以後の更なる取り組みに期待します。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・㉑・c
<p>サービス開始時の保育・保育サービスの内容に関する説明は、主任保育士や担任予定者が「園のしおり」を活用して丁寧に説明しており、アレルギー等の説明は給食担当が行うなどしています。保育サービスの変更に関しても保護者会や保護者への説明をしています。今後は、本説明を行ったことへの同意書の作成が求められます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり保育サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉑・c
<p>転園や退園の際には、保育や家庭での子育てへの継続性に配慮して、園児が環境の変化に戸惑うことがないように配慮しています。今後は、園で定めた引き継ぎ文書の様式を作成し、保護者に退園後の相談方法や相談窓口を説明し、その内容を記載した文書などを渡すなどの工夫が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>保護者へのアンケートを行い、結果の分析や改善策を全職員で話し合い、保護者に公表しています。連絡帳や日々の会話、個別面談、クラス懇談会、役員会を通じて、保護者とともに課題への改善策を考慮しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>苦情解決の体制が整備されており、苦情解決体制の説明と秘匿性を保った「保護者の皆さんの声シート」の配布、意見箱の設置、掲示板への掲示等を行い、保護者に周知しています。現在、苦情等と思われる意見は出されていないが、事由があった場合の仕組みは構築しています。保護者からの意見や要望に関しては、全職員で改善策を考慮し、保護者等に配慮してフィードバックしています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用	㉑・b・c

	者等に周知している。	
	上記のように保護者等が相談したり意見を述べやすいよう工夫しており、「保護者の皆さんの声シート」を作成して配布するなどの取り組みを行っています。相談の際は応接室を利用するなど、その秘匿性に配慮しています。	
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
	上記したように、様々な手法から情報収集した意見に対して、職員会議等で全職員で改善策を話し合い、速やかな組織的対応を行っており、保育サービスの質の向上に関わる取り組みを実施しています。	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
	リスクマネジメントに関する責任者を明確にしており、運営も委員会を設置し、有事、衛生管理等、各場面に適応できる体制を整備しています。事故発生時の対応と安全確保についてもマニュアルを明確にし、職員に周知するとともに「保育環境ノート」を作成し、再発防止・未然防止に取り組んでいます。「保育環境ノート」の記録は、職員会議で報告され、改善点を検討しており、保護者のアンケート評価（年2回）からの意見や要望に対しても改善策を考慮し、見直しを行っています。	
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
	感染症対策について、責任と役割を明確にして管理体制を整備しています。「感染症対応マニュアル」を作成し、職員に周知するとともに、研修参加による報告や園内研修において、定期的に学び・見直しを行っています。感染症の拡散を防止する対応や感染症予防への対策に、日頃から取り組まれています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
	「防火管理規程」や「風水害や地震対応マニュアル」を作成しており、年度初めに、全職員で防火管理委員会を開催して、災害時の役割分担や対応などを確認しています。立地条件等からの災害の影響については、海から近いことから津波への避難路確保と職員や保護者への周知を図り、日頃の散歩から「安全マップ」を作成し、日常的に訓練に繋がるよう取り組んでいます。食料や備品類等の備蓄リストを作成しており、関係機関と連携を図り防災に取り組んでいます。	

### Ⅲ-2 保育サービスの質の確保

		第三者評価結果
	Ⅲ-2-(1) 提供する保育サービスの標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育サービスについて標準的な実施方法が文書化され保育サービスが提供されている。	a・㉠・c
	標準的な実施方法については、「園のしおり」に文書化しています。「園のしおり」の概要には個人情報保護と苦情解決について、基本方針にはプライバシー保護に関してが示してありますが、前述したように、個人情報保護とプライバシー保護や人権擁護は別ですので再確認の必要があります。「チームひまわり12の実践」において、自己評価を行っており、標準的な実施方法が実施されているか確認できる仕組みとなると考えられます。高く評価できる取り組みであると思われます。	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
	7月の自己評価後10月に園長と個人面談を行い、2月に再度自己評価、自己目標を記載して2回目の個人面談を行っています。組織的にPDCAサイクルによる保育サービスの標準的な	

実施方法の検証・見直しが実施されています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより保育サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な保育サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
主任を中心に、入園前に「園のしおり」を用いて説明を行い、保護者に発育調査書に園児の身体状況、既往症や予防接種の有無等、記入してもらっています。入園後は園児の様子や保護者とのやりとり等、必要に応じて職員会議等で情報を共有しています。保育サービス実施計画を策定するために、特別支援教育コーディネーター・主任・担任の連携だけでなく、市の保健師等と連携して、積極的かつ適切な保育サービスの提供が行われています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に保育サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
月案、週日案等、保育サービス実施計画は、月単位、週単位で見直しを行っています。変更がある場合には必要に応じて朝会、職員会議等で関係職員に周知しています。		
Ⅲ-2-(3) 保育サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する保育サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
子どもの発達状況や生活の様子、家庭状況を保育日誌、年間、月間、週日案に記録しており、園長・主任が目を通して見ます。記録職員で記録内容や書き方に差異がないよう、記録の仕方について園内研修を実施するなど取り組まれています。必要に応じて朝会、職員会議で情報共有しています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
個人情報保護規定により、子どもの記録の保管、保存、破棄、情報の提供に関する規程を定めています。記録管理の責任者は園長が行い、個人情報管理者及び相談窓口担当者として主任保育士が責任者となっています。職員に対しても園内研修が行われ、理解を深めるとともに遵守しています。保護者にも入園時に「園のしおり」を用いて説明を行う他、保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程により、同意書を書いて頂く等の仕組みが構築されています。		

## 評価対象Ⅳ

### A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	㉠・b・c
保育課程は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨を捉えて編成されており、理念・基本方針・保育方針・保育目標との整合性と一貫性が図られています。また、年齢別に作成しており、年度末の職員会議において職員が参画して定期的に評価し、評価に基づき改善しています。		
	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
保育室は採光、温湿度、風通し等に留意しながら、安全・衛生面に配慮して保育を行う環境を整備しています。子ども一人ひとりの心身の状態を把握し、送迎時の視診や日々の様子を観察して、保健的な配慮に心掛けています。個別の指導計画を作成するとともに個別に健康		

<p>観察記録を作成して一人ひとりの状態に応じて関わっています。離乳食やアレルギー等の対応も一人ひとりの状況に配慮して行っており、生活のリズムに合わせて食事や睡眠をとることができるよう取り組んでいます。ウッドデッキスペースやほふくスペースを確保しており、外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けています。SIDS(乳幼児突然死症候群)予防のために、職員に必要な知識が周知されるとともに、仰向けにして、定期的にSIDSチェックを行っています。</p>		
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>③</p>	<p>a・b・c</p>
<p>送迎時の視診や連絡帳、日々の様子との差異等、心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行っています。基本的な生活習慣の確立に向けて、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重した保育を行うようにしています。異年齢児と接するだけでなく、お散歩で地域の人と挨拶や関わりを持てるよう取り組んでいます。送迎時や連絡帳のやりとりで子どもの状態や育ちについて保護者に伝えるとともに、成長と一緒に喜びながら関わっています。また、職員間においても、職員会議等で情報を共有しており、一人ひとりの子どもを園全体で見守るよう取り組まれています。</p>		
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>④</p>	<p>a・b・c</p>
<p>子ども一人ひとりの発達状況・家庭状況等に応じて、基本的な生活習慣の確立を図っています。各年齢に応じて、段階的に成長していけるよう計画するとともに、保育士が適切に関わりながら見守っています。小学校との交流行事や卒園式2部での発表等、子どもが取り組んできた成果を保護者や地域・就学先の小学校等に伝えられるよう工夫しています。友だちと協同で取り組み、一つのことを達成することで得られる満足感や、挨拶返事ができる、話がきけるようになる等、基本的な生活習慣と基本的態度・行動ができるよう取り組んでいます。</p>		
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	<p>⑤</p>	<p>a・b・c</p>
<p>計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載されています。「本渡東中校区の保小中連携カリキュラム」に基づき、保育園で身につけておくことを意識した基本的な生活習慣・態度づくりに取り組んでいます。また、「年長児の課題」として、雑巾縫いや三つ編みの縄跳びづくり・水彩画・コマ回し・走り縄跳びを掲げ、手先の運動能力や思考力、集中力を高める取り組みを行っています。地区の保小中連携会議において意見交換をするとともに、園見学を兼ねて小学校教諭が保育士と話し合う機会を得ています。保護者に対しても2月に保育参観と育児講座を行い、小学校以降の子どもたちの生活について見直しを持てるような場を設けています。保育所児童保育要録の作成にあたっては、施設長の責任のもと、担任や関係職員が参画して行っています。</p>		
<p>A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。</p>	<p>⑥</p>	<p>a・b・c</p>
<p>子どもの最善の利益を尊重するために、職員会議で話し合い、保育の見直しとして、「職員一人ひとりが自身の言葉遣いに気をつける」を課題として実施しています。子どもの人権の尊重に関する園内研修も行っており、職員に対する人権尊重の意識が徹底されています。一見、当然のことのように思われますが、方言の強い熊本・天草において、職員が丁寧な行動・言葉遣いの必要性に気がつき、改善に取り組んでいることは高く評価できます。</p>		
<p>A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。</p>	<p>⑦</p>	<p>a・b・c</p>



<p>子どもや保護者が不安にならないように、入園前のオリエンテーションでは十分な説明を「園のしおり」を用いて行っており、面接を重視して、子どもの生育歴や家庭状況を把握しています。ならし保育にも柔軟に対応しており、子どもが落ち着けるようにタオルやぬいぐるみ等の心理的拠り所とする物の持ち込みにも配慮しています。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮しており、設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などを行い、屋内外が清潔に保たれています。「保育環境ノート」に日々の気づきと対処を記録し、継続的に改善できるよう仕組みを構築しています。手洗い場・トイレは子どもが利用しやすいよう工夫され、清潔に保たれています。食事に関しては、オープンスペースにて合同で楽しく食べられるようにしており、食事の場とお昼寝の場所を分けることで、食べるのが遅い子どもも焦らず食事をし、眠たい子どもは静かに寝られるようにと工夫されています。全体として、木目調で温かみがあり、安全面・衛生面に配慮して、安心して過ごせるよう整備されています。</p>		
	<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立に向け、人権に配慮し、トイレ等、設備され環境を整えています。一人ひとりのリズムに合わせ、絵や写真を用いてわかりやすく取り組めるようにしており、子どもの自分でしようとする気持ちを大切にしています。園の特長にも掲げられていますが、リズム運動を取り入れており、水遊び・泥んこ遊びや園の周りの自然を散歩するなど、体を動かして健康な体と心を育むことに積極的に取り組んでいます。</p>		
	<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協動的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>子どもの発達段階や興味関心に即した玩具や遊具などは用意されていますが、保護者・職員の意見から若干不足しているように思われ、新規購入を含め、中長期計画にも計画されておりますので、今後に期待します。保育方針にも、「自分を豊かに表現する子ども」「基本的な生活習慣、思いやり、決まりを守る態度、友だちと協力できる態度を身につけた子ども」「自分で感じ、考え、意欲的に行動する子ども」を掲げており、異年齢クラス編成、当番活動にも主体的に活動でき、友だちとの協動的な体験ができるよう取り組まれています。</p>		
	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>園の特長にもありますが、散歩などを積極的に行い子どもが身近な動植物に接する機会をつくっています。散歩コースは様々で、山羊や兔に餌をあげたり、海に行ったり、葉っぱや木の実を拾ってきたりと季節感のある素材に触れ、製作物にも活用しています。散歩や行事などで、子どもたちが主体的に地域の人たちと関わっており、地域の方を園行事にお招きしたり、文化祭や町の敬老会に参加したりしています。子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されています。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>絵本の読み聞かせや紙芝居を積極的に取り入れ、リズム運動により体をつかった表現遊びや水遊び・泥んこ遊びなどの感覚遊びに取り組んでいます。地区の文化祭や敬老会にて歌や踊</p>		

<p>りを披露したり、発表会・運動会・卒園式等で日頃の保育の成果を表現する機会を得ています。日頃からの丁寧な行動・言葉遣い・笑顔を職員が心掛けることで子どもが丁寧な話し言葉に触れる機会としています。</p>		
	<p>A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>施設・整備は子ども・保護者や来所者にもわかりやすくなっています。車イスや高齢者の方が、施設内をスムーズに移動できるようバリアフリーとなっており、また、改善箇所があれば「保育環境ノート」に記録し、改善するようにしています。施設・整備について、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう人的支援体制を整備しています。各職員が改善提案できる体制があり、改善提案に対して組織的に検討し、実施していく体制が構築されています。</p>		
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p>		
	<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>「職員の自己評価と保育園の自己評価」を作成し、自己評価の意義や目的、留意点、方法、年間スケジュールを作成しており、職員に自己評価がなぜ必要なのか、どうしたらできるのかを示しています。「わたしの目標」において三つの努力点を明確にして「わたしの評価」として達成度を評価しています。また、「チームひまわり12の実践」で12項目42細目について評価を行って、園長との年2回の個人面談や職員会議での情報交換によりお互いの質の向上に向けて取り組まれています。評価結果を集計して「職員一人ひとりの自己評価シートまとめ」を作成し、評価が高い項目と課題となる項目を洗い出し、職員間で共通理解ができるよう取り組まれています。保護者からの年2回のアンケートも合わせ、組織的に取り組まれており高く評価できます。</p>		

## A-2 子どもの生活と発達

		<p>第三者評価結果</p>
<p>A-2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
	<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>家庭環境や生活リズム・身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを把握し尊重しています。職員会議で話し合い、言葉遣いと笑顔を保育者が実施することで安心して子どもや保護者が過ごせるよう取り組まれています。基本的ではありますが、大切な取り組みであり、気づき、基本に立ち返り改善に取り組む姿勢は高く評価できます。</p>		
	<p>A-2-(1)-② 障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>障がいの内容等に応じて、身の回りの生活用品や施設備品の見直しを行うなどの配慮をしています。「特別支援教育全体計画」「個別の支援計画、個別の指導計画」に基づき、保育を提供しています。コーディネーター・市担当者・保健センター・保小中との連携を図り、特別支援教育園内委員会を設置し、園内研修を行い、全職員で共通理解をして保育を提供しています。また、子どもの特性に配慮した個別の計画を作成し、職員と共有して計画に基づいた支援や配慮を行っています。療育支援センターすくすく園より講師を招き学びの機会を得ています。保護者とも日頃よりの信頼関係の構築や個別面談を行うことで相互理解を図っています。</p>		
	<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>長時間にわたる保育への配慮として、乳幼児室と併用し、計画性をもって取り組んでいます。</p>		

<p>好きな遊びができるよう遊具を用意し、家庭的な雰囲気大切にしています。子どもの状況について職員間で申し送りを行い、園での様子を保護者に伝えるよう適切に取り組んでいます。今後は長時間保育の子どもへの配慮として、状況により軽食・おやつが提供される旨を献立表に明示することが求められます。(例えば、献立の下に※軽食を提供する場合があります。等)</p>		
<p>A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
	<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>入園時に、保護者に発育調査書・心体発達記録に、発育状況や既往症・予防接種の状況・アレルギー等を記載してもらいます。子ども一人ひとりの健康状態に関する情報は朝会にて報告し、出欠数確認用の掲示板に記録して全職員で情報を把握します。体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応しており、家での様子は連絡帳に記入していただいて把握しています。子どもの体調変化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝えており、事後の確認を行っています。また、感染症が発生した場合には掲示板に掲示し職員間で情報把握するとともに保護者に伝え、予防策や注意点をうながしています。保健衛生マニュアルを整備し、年間保健計画を作成し、健康管理を実施しています。</p>		
	<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>食に関する豊かな経験ができるよう、事業計画や保育課程に給食・食育を位置づけ取り組んでいます。子ども一人ひとりがトレイを使用しており、ランチルームで職員と一緒に会話を楽しみながら、BGMを流して環境・雰囲気づくりを工夫しています。個人差や食欲に応じて、量を加減できるよう工夫しており、食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助しています。家庭と連携を図り、離乳食や家庭での食事の状況を把握し食に関心を持ってもらえるよう献立予定表に季節の話や食育の話を掲載しています。また、懇談会の時に「食の大切さ」を保護者に伝えたことで、参考になって喜ばれたとの意見もあり、家庭との共通理解に取り組んでいます。</p>		
	<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>子どもの食べる量や好き嫌いなど、給食日誌や残食記録、直接食べているところを給食担当者が見て回り把握しています。喫食状況や検食簿により、子どもが興味を持つような献立や体調により材料の大きさに変化をつける等の工夫をしています。食材は旬のもの季節感のあるものを使用し、行事食も随時取り入れています。</p>		
	<p>A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>「食育の計画」が「事業計画」や「保育課程」に位置づけられ作成されています。旬の食材の使用や食の安全安心に配慮し、地元の食材を仕入れるよう心掛けています。親子クッキングにより親子で一緒に料理を楽しんだり、夏祭り、餅つき、鬼火焼きなどの行事やバイキングパーティーを行い、子どもたちが食に興味関心がもてるよう取り組んでいます。自家菜園で育てた食材や地域の農家でのミカン狩り等で食材についても子どもが興味を示すよう工夫しています。</p>		
	<p>A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>健康診断・歯科検診の結果は児童票や歯科検診台帳に記載されており、職員会議で職員に周知されています。健康診断の結果は口頭で、歯科検診の結果は「歯科検診結果通知書」を保護者に渡しています。歯科検診の結果を踏まえ、年長クラスは歯科衛生士によるブラッシング指導や毎日のフッ化物洗口に取り組んでいます。また、健康診断の結果は保健計画に反映させ保育がPDCAサイクルのもと提供されています。</p>		

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。		㉠・b・c
主治医等による細かい指示のもと、保護者から「除去食願い」の提出と医師から「アレルギー検査報告書」を提出してもらい「除去食申請書ファイル」にまとめています。保護者と担任・給食担当者と話し合いの場を設け、職員会議において全職員が情報を共有しています。給食担当者は他の子どもたちとの相違に配慮しながら、「除去食専用献立表」を作成して食事の提供をしています。		
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。		㉠・b・c
園長は、調理室用と各クラス用の衛生管理マニュアルを作成し、園内研修にて全職員の共通理解を図り、リーダーシップを発揮しています。衛生管理担当者は給食担当者が任命され、担当者を中心に、各担任とマニュアルの見直しを定期的に行っています。また、気付いたことは「保育環境ノート」に記入して、職員会議で随時、改善を行っています。		

### A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている		㉠・b・c
送迎時の会話や連絡帳でのやりとり等の日々の情報交換や、個人面談による相談等を行っており、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有できるよう保護者との関係作りを大切にしています。職員会議や朝会、掲示板により職員間で得られた情報を共有して、組織的に対応できるようにしており、必要に応じて記録等を残しています。		
A-3-(1)-② 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。		㉠・b・c
4月の入園を祝う会の後、新入園児保護者を対象に担任との面談を行い、5月には保護者会総会において園長より保育目標や保育内容等の説明を行い、保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会を設けています。保護者との相互理解のために懇談会や役員会などの話し合いの場を設けています。保育参観では、日頃から取り組んでいるリズム運動や親子の触れ合いを設ける他、保護者懇談会ではグループを作り、悩み相談やアドバイス等「親の学びプログラム」を活用し、保護者同士の関係づくりの場も設けています。		
A-3-(1)-③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。		㉠・b・c
送迎時の視診を注意深く行い、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めており、外傷だけでなく子どもの言動等にも配慮しています。送迎時の会話や連絡帳でのやりとりにおいて、不適切な養育状態の把握を努めており、虐待防止マニュアルを作成し、園内研修や外部研修で職員の理解を図っています。虐待を発見した場合には迅速に対応できるよう関係機関とも連携を図っています。保護者への啓発についても直接的ではなく、保護者同士で相談や子育ての悩みを話せる機会として懇談会等でグループワークを取り入れるなど取り組んでいます。		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	32	13	0
内容評価基準（評価対象A）	25	2	0
合 計	57	15	0